

ほくしん相続定期預金 商品概要

令和6年4月1日現在

1. 商品名 (愛称)	ほくしん相続定期預金
2. 取扱期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
3. 金額	・100万円以上、相続により取得した金額の範囲内
4. 期間	1年 3年 5年の中から期間をお選びください。
5. 適用利率	1年 金額に応じた預入時の店頭表示の利率に +0.10%上乗せ 3年 // +0.20%上乗せ 5年 // +0.30%上乗せ ※当組合の組合員の方限定で金利を優遇致します。 (組合員でない方は本商品のご契約と同時にご加入いただく事が出来ます。) ※組合員とは当組合の出資金をお持ちいただいた方をいいます。ご加入には要件がございますので詳しくは担当者又は窓口までお問い合わせください。 ※期間や金額等に応じた複数口でのご契約が可能です。(証書・通帳共に作成可) ※自動継続型の場合、満期日以降はその時点の期間と金額に応じた店頭金利となります。
6. 制約事項	・直近1年以内に相続により取得した金額の範囲内とします。 ※他金融機関にて相続手続きした相続預金も対象となります。 ※相続により取得した不動産や株券等の換金代金も預け入れいただけます。 ※被相続人の死亡に伴う保険金も対象となります。 ・既に当組合にお預け入れの相続によらない預金のお預け入れは出来ません。
7. 手続きに必要なもの	・当組合で相続手続きされた方 ①本人確認書類(運転免許証、健康保険証等) ②お届け印 ・当組合以外で相続手続きされた方 ①本人確認書類(運転免許証、健康保険証等) ②お届け印(に加えて) ③「お預け入れされる方が相続人である事」「相続手続きの完了時期」「相続により取得した金額」が確認できる書類(③の例としては) ・相続人である事の記載ある戸籍謄本(写し) ・被相続人名義の解約済み通帳または計算書(写し) ・金融機関に提出した相続手続き依頼書(写し) ・遺産分割協議書(写し) ・遺言書(写し) ※確認内容により上記以外の書類をご提出いただく場合があります。
8. 中途解約	満期前にご解約される場合は、当組合所定の中途解約利率が適用となります。
9. 利子課税	平成25年1月1日以降、受取利息に復興特別所得税が課され、年20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税が適用されます。なお、利息の計算期間等にかかわらず、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払を受けるべき利息に対し復興特別所得税が課されます。 また、法令に定められた条件を満たす個人の場合は、申告等の所定の手続を行う事により、マル優(非課税)の取扱いを受けることができます。
10. 金利情報の入手方法	店頭金利は当組合ホームページまたは窓口へご照会ください。
11. 苦情処理措置 紛争解決措置	当組合ホームページまたは店頭備え付けの「当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について」をご参照願います。
12. その他	本商品は預金保険制度の対象商品であり、預金保険の範囲内で保護されます。